

羽島市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、羽島市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が、ひぼう中傷又は報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、民間の団体、市民、その他の関係機関及びその他の関係する者をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 すべて犯罪被害者等は、名誉又は生活の平穏が害されないよう二次的被害に関し配慮される権利を有する。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 4 犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまで、必要な支援等を途切れることなく受けられるよ

う講ぜられるものとする。

5 犯罪被害者等のための施策は、市、市民及び事業者が本条の理念にのっとり自己の責務を認識するとともに、相互に連携、協働して行えるよう講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活に支障をきたすことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第9条 市は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するために、犯罪被害者等支援に係る研修その他の必要な施策を講ずる

ものとする。

(市民及び事業者の理解の増進等)

第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第11条 市は、犯罪被害者等を支援する民間団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。